

埼玉県指定管理者運営状況検証委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	職	備考
小笠原 薫子 (おがさわら かおるこ)	公認会計士	
佐藤 恵 (さとう めぐみ)	株式会社 ボイスクリエーションシユクル 代表取締役	
萩原 淳司 (はぎわら じゅんじ)	公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団 主席研究員	
平本 沙乙里 (ひらもと さおり)	弁護士	
三須 康男 (みす やすお)	企画財政部 行政・デジタル改革局長	委員長

埼玉県指定管理者運営状況検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 指定管理者による公の施設の管理運営状況等を検証するため「埼玉県指定管理者運営状況検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は次の事項について所掌する。

- (1) 次年度に選定替えを行う公の施設について指定管理者による管理運営状況を検証するとともに選定方法等について意見を述べること。
- (2) 新たに指定管理者制度を導入し、次年度に候補者選定を行うことを予定する公の施設について、選定方法等について意見を述べること。
- (3) その他指定管理者の管理運営方法等に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は委員5名以内で組織する。

2 委員会は次の委員をもって構成し、知事が就任を依頼する。

- (1) 企画財政部行政・デジタル改革局長
- (2) 学識経験を有する者

3 委員会に委員長を置き、企画財政部行政・デジタル改革局長の職にある委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は委員長が当たる。

4 委員長に事故があったとき又は欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の議決により、非公開とすることができる。

- (1) 会議において、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条各号に定める情報に該当すると認められる事項について検証等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月16日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

①指定管理者制度とは

- ・ 多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された。埼玉県では平成18年度から導入している。
- ・ 制度導入前は、自治体の公の施設の管理運営を行うことができるのは、都道府県の出資法人などの公共的な団体に限られていたが、制度導入後は、株式会社やNPO等の民間団体も、公の施設を管理運営できるようになった。

②公の施設とは

- ・ 地方公共団体が、その住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置する施設（地方自治法第244条第1項）
- ・ 具体的には、体育館、プール、博物館、美術館、児童福祉施設、病院、上下水道、公園、学校等、多様な施設がある。
- ・ 埼玉県が設置した公の施設は625施設あり、そのうち69施設が指定管理者制度導入施設となっている。（令和3年4月1日時点）

③指定管理者の選定方法

- ・ 指定管理者の選定方法は、「公募」と「随意指定」の2種類がある。
- ・ 競争性を高め、幅広い選択肢の中から最も適した指定管理者を選ぶため、公募を原則としている。
- ・ 例外的に、特に個人情報保護を必要とする施設、県が重要政策を行う上でインシティアップをとる必要のある施設等は、随意指定（特定の団体を指名）としている。

④随意指定について

- ・ 埼玉県における随意指定施設は、全69指定管理施設のうち12施設（令和3年4月1日時点）
- ・ 埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場、種苗センターなどが随意指定施設となっている。
- ・ 随意指定は必ずしも固定化したものではなく、社会情勢の変化に伴う施設の役割や提供すべきサービス水準の変化、指定管理の受け手となる民間企業の参入動向などと併せて見直しを行う。
- ・ 見直しの結果、公募化が可能と判断された場合は、次期選定替えに合わせて、公募化を図る。

⑤指定管理の期間

- ・ 指定管理は期間を定めて行い、埼玉県ではすべての施設で5年としている。（全国的には71.5%の施設が5年間となっている。【H30総務省調査】）
- ・ 指定期間は1～2年では事業者の管理実績を評価する期間としては短く、また、業務の継続性・安定性に欠ける。
- ・ 一方、あまりに長期間とすると、社会状況の変化への対応が遅れるなど効果的かつ効率的な運営の観点から不適切であるため、5年としている。

委員会の概要

目的

次年度に指定管理者の選定替えを行う施設及び新規に指定管理者制度の導入を予定する施設の管理運営状況や選定方法等について各委員から意見を伺い、今後の施設運営の参考とするもの

委員構成

- ・ 民間委員 4 名 (R3～) ※50音順
 - ◆小笠原 薫子 委員【公認会計士】
 - ◆佐藤 恵 委員【(株)ボイスクリエーションシユクル 代表取締役】
 - ◆萩原 淳司 委員【(公財)埼玉りそな産業経済振興財団 主席研究員】
 - ◆平本 沙乙里 委員【弁護士】
- ・ 県職員 1 名
行政・デジタル改革局長(委員長) 三須 康男

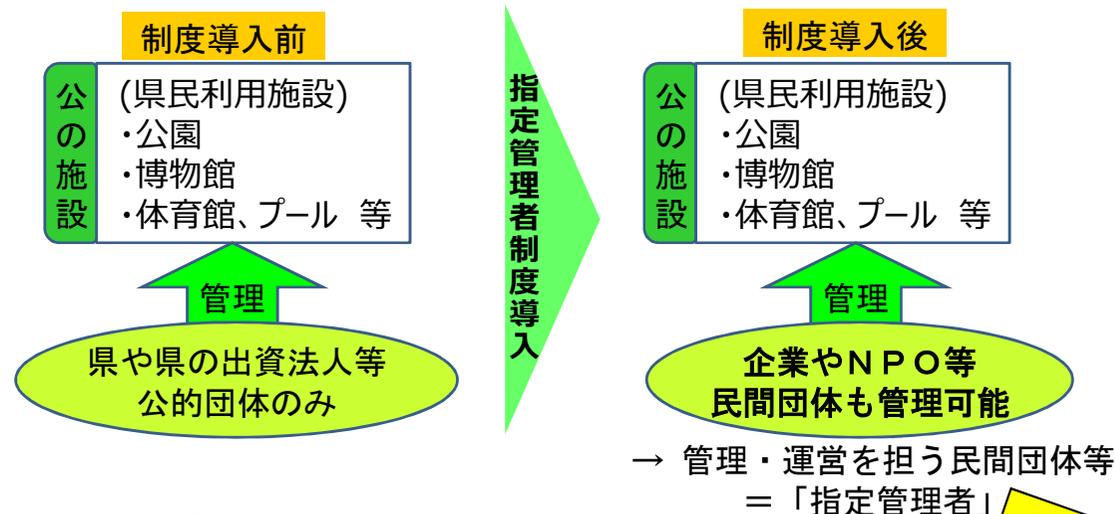
各年度における審査対象施設数 (予定)

委員会実施年度	指定期間終了年度	審査対象施設数
R3年度	R4年度	18
R4年度	R5年度	8
R5年度	R6年度	7
R6年度	R7年度	33

指定管理者制度と本委員会の位置付け

指定管理者制度とは

- ・ 多様化する住民ニーズへ対応するため、公の施設の管理に民間ノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減を図るもの
- ・ 埼玉県では平成18年度から導入、現在69施設の指定管理施設がある



指定管理者の責務

- ・ 県民の福祉の増進や平等な利用を確保する必要
 - ・ 県民ニーズを踏まえたサービス提供、コストを意識した運営
- 適切な管理運営がなされているか? 履行確認が必要

履行の確認方法

- ・ 県職員による現場確認や書類審査(モニタリング)
- ・ **指定管理者運営状況検証委員会** → 経営的な視点、法的な視点等からの検証

本委員会の役割

- ・ 経営的な視点、法的な視点等から指定管理者の運営状況について意見聴取
- ・ 随意指定施設について、その妥当性について意見聴取
- ・ 公募にあたっての課題(応募者確保など)に対する改善策等について意見聴取